

野洲市立 野洲小学校

いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

野洲市立 野洲小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義.....	- 1 -
3. いじめの禁止.....	- 1 -
4. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
5. 学校全体としての取組.....	- 2 -
学校の基本姿勢.....	- 2 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 2 -
(2) いじめの早期発見.....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》.....	- 3 -
《地域》.....	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
6. 重大事態への対処.....	- 4 -
(1) 重大事態の意味について.....	- 4 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
7. 基本方針の見直し.....	- 5 -
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	

野洲市立野洲小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日制定

野洲市立野洲小学校 校長 横原 朱美

野洲市立野洲小学校 いじめ等防止対策委員会

1.はじめに

いじめは人権問題であり、その対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行された いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する人権侵害である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない人権侵害行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える人権侵害行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級などの児童や、塾やスポーツ少年クラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。（けんかは除くが、外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。）

3.いじめの禁止

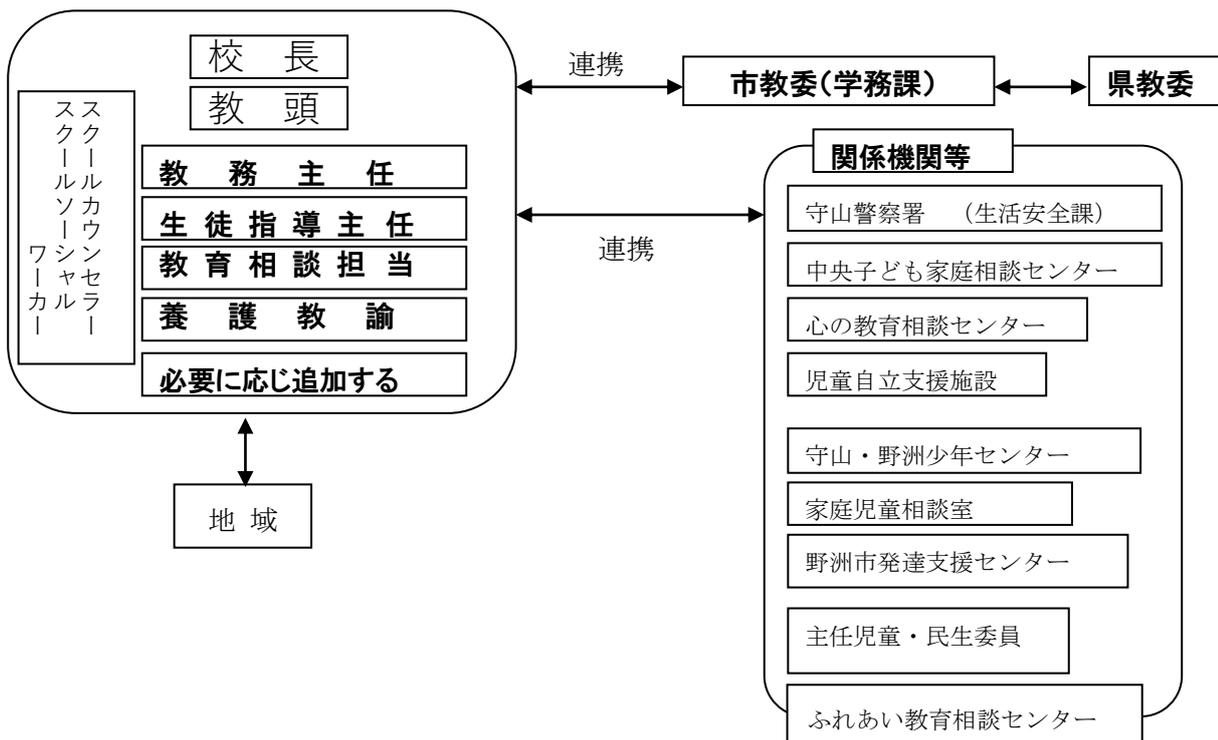
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決にあたらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制



5.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルをとおして取組の充実を図る。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない人権問題である。」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育および体験活動等の充実を図る。

- ④ 多様な背景を持つ児童に対する適切な支援を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する研修を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ④ 児童生徒が欠席した場合は、例え保護者から理由を聞いていた場合でも、いじめの疑いがないか検証する。

基準は以下のとおりとする。

- ・欠席1日目 少なくとも電話連絡
- ・欠席3日目 家庭訪問
- ・欠席5日目 (校内)ケース会議 場合によっては、市教育委員会報告

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事情を聞き取り、さらに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 学校としての組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭および地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校だよりや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭でも保護者に意識してもらえるように「家庭でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子どもたちが抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。

《地域》

学校運営について共に考える学校運営協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育てのあり方や、親子での取組等をとおして、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校運営協議会でいじめのない学校・地域づくりについて議論する。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

- ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 児童が自殺を企図した場合○ 身体に重大な障害を負った場合○ 金品等に重大な被害を被った場合○ 精神性の疾患を発症した場合など |
|---|

- ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査を始める必要がある。 |
|--|

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ① いつから(いつ頃から)か
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を果実あるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

(3) いじめの解消確認の実施

いじめの再発防止に取組、解消確認を行うこととする。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点の要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめにかかる行為が止んでいること(少なくとも3か月が目安)
- (2) 被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等による確認) ※いじめの防止等のための基本的な方針より

7. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(野洲市立野洲小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	地域の取組や活動
4月	<input type="checkbox"/> 第1回いじめ対策委員会の開催(年間計画の確認) <input type="checkbox"/> 学級・学年開き <input type="checkbox"/> 児童・保護者に向けスクールカウンセラーによる相談の告知(学校だより等) <input checked="" type="bullet"/> 全校集会(児童会のめあての決定)	<input type="checkbox"/> 学校説明会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 <input type="diamond"/> 地域別分団会へ地域委員の参加
5月	<input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施	<input type="diamond"/> 第1回学校運営協議会
6月	<input type="checkbox"/> 児童アンケートの実施(生活・いじめについて) <input checked="" type="bullet"/> 教育相談(ふれあいタイム)	<input type="diamond"/> 学校応援団による支援 <input type="diamond"/> 第2回学校運営協議会
7月	<input checked="" type="bullet"/> 個別懇談会(家庭での生活、学習の様子把握)	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">夏季休業中の児童の生活実態把握</div> <input type="checkbox"/> 第2回いじめ対策委員会の開催(2学期に向けて)	
9月	<input type="checkbox"/> 児童へのアンケート(休み明けの変化への早期対応)	<input type="diamond"/> 第3回学校運営協議会
10月	<input type="checkbox"/> 家庭でのいじめチェックシート <input type="checkbox"/> 児童アンケートの実施(生活・いじめについて) <input type="circle"/> 人権作品の取組	
11月	<input checked="" type="bullet"/> 教育相談(ふれあいタイム)	<input type="diamond"/> 第4回学校運営協議会
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間での標語の募集と紹介・人権集会 <input type="checkbox"/> 学級懇談会(学校と家庭の情報共有)	
1月	<input type="checkbox"/> 児童アンケートの実施(生活・いじめについて)	
2月	<input checked="" type="bullet"/> 教育相談(ふれあいタイム・一部)	<input type="diamond"/> 地域別分団会へ地域委員の参加
3月	<input type="checkbox"/> 第3回いじめ対策委員会の開催(年間の取り組みの検証) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学年末休業中の児童の生活実態把握</div>	<input type="diamond"/> 第5回学校運営協議会
年間を通して	<input type="checkbox"/> いじめ早期発見チェックポイントの活用 <input type="checkbox"/> 日常的ないじめ報告、毎月末の情報共有 <input type="checkbox"/> 気になる児童の家庭への訪宅 <input checked="" type="bullet"/> 毎月25日を「人権の日」として、いじめや差別をなくす取組を行う。 <input type="circle"/> あいさつ運動 <input checked="" type="bullet"/> SSW(スクールソーシャルワーカー)・SC(スクールカウンセラー)の活用	<input type="diamond"/> 民生児童委員による巡回

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、◆のマークを付ける)

令和7年度

野洲小学校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見、早期対応～

いじめをしない、させない、許さない学校

子どものアクション

- 1, 児童会活動の取り組み
(1)心をつなぐあいさつ運動の取り組み
(2)学級・学年の仲間づくり
(3)人権の日や人権週間のいじめ防止にむけてのスローガン、標語などの募集と紹介
- 2, 学年・学級の取り組み
(1)仲間を大切にする学年・学級活動の取り組み
(2)友だちのいいところみつけ (帰りの会)

家庭や地域と連携したアクション

- 1, 保護者・地域への情報発信
・学校だより・各種たよりの発行、ホームページの更新
- 2, 学校運営協議会委員・民生児童委員との連携
・学校訪問日の設定
- 3, 保護者向け相談の充実
・SSW、SCによる相談実施

教職員のアクション

- 1, 子どもとのかかわり
・一日をとおして子どもとふれあい、信頼関係を深める
- 2, 魅力ある授業、わかる授業づくり
(1)ICTの効果的な活用を通して基礎、基本の確実な定着と読み解く力の育成
(2)学習規律の徹底
- 3, 道徳や人権教育を通して豊かな心の育成
(1)人権の日、人権週間の取り組み
(2)道徳教育の推進
(3)人権・同和教育の推進
- 4, 自尊感情と他者に対する受容の心の育成
・学校教育目標「わたしひとまち大すき野洲っ子」による日常的指導
- 5, アンケートの実施
・いじめ防止アンケートの実施 (学期に1回)
- 6, 日常的ないじめ報告とチェックの実施
- 7, アセスメントシートの作成とプランニング、実践
- 8, スクールソーシャルワーカーの活用
- 9, 研修
・いじめ防止や児童理解などの研修の実施
- 10, 保護者との信頼関係を築く連絡や訪宅 (随時)
- 11, 教育相談
(1)子どもとのふれあいタイムの実施
(2)スクールカウンセラーの活用

現状 (課題)

- 1, 児童
・いじめの不当性、不合理性は理解できているが、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」にむけて、自ら積極的に行動する実践力を一人ひとりに身につけさせる必要がある。
- 2, 教職員
(1)いじめ防止に対する強い認識といじめの早期発見に対する感覚を磨くとともに、その土台となる人権意識をさらに高めていく必要がある。
(2)いじめに全職員で対応できるよう、報告・連絡・相談体制をさらに強化する必要がある。
- 3, 家庭・地域
・いじめ問題についての共通認識の啓発と「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」に向けて一層の協力・連携体制が必要である。